Ⅷ　機会費用		
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	3,825,129	
政府出資の機会費用	705,459,720	709,284,849
Ⅸ　（控除）国庫納付額		—
Ⅹ　国立大学法人等業務実施コスト		7,318,904,574

注　　記

Ⅰ．重要な会計方針

１．改訂後の国立大学法人会計基準の適用

当事業年度より、改訂後の「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」並びに「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」を適用して、財務諸表等を作成しております。

２．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しております。

なお、退職一時金に充当される運営費交付金については費用進行基準を採用しております。

また、文部科学省が指定する特別教育研究経費、特殊要因経費に充当される運営費交付金については、文部科学省が指定する業務達成基準又は費用進行基準を採用しております。

３．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、受託研究等収入及び受託事業等収入により購入した償却資産については当該受託研究等の期間を耐用年数としております。

主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	８年～47年
構築物	10年～60年
工具器具備品	３年～15年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第89）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

４．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金により財源措置がなされていない職員について、当該職員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

また、上記以外の教職員に係る賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金を計上しておりません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

５．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、自己都合退職金要支給額に基づき計上しております。

６．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

７．たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準　低価法

評価方法　最終仕入原価法

８．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代、賃借料及び国等の法令に基づく使用料等を参考に計算しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に利用した利率

10年利付国債の平成24年３月末利回りを参考に0.985%で計算しております。

９．消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

Ⅱ．貸借対照表関係

１．賞与引当金の見積額

運営費交付金から充当されるべき賞与引当金の見積額は、346,190,595円であります。

２．退職給付引当金の見積額

運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額は、6,508,039,830円であります。

Ⅲ．キャッシュ・フロー計算書関係

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金勘定	1,672,693,105円
定期預金	△2,000,000円
資金期末残高	1,670,693,105円

２．重要な非資金取引の内容

現物寄附等の受入による資産の取得

工具器具備品	24,168,251円
図書	5,578,217円

Ⅳ．国立大学法人等業務実施コスト計算書関係

引当外退職給付増加見積額のうち国又は地方公共団体からの出向職員分　78名　4,956,557円

Ⅴ．減損関係

１．減損の兆候が認められた資産

資産の種類　電話加入権

使用用途及び使用場所　通信の用　宇都宮大学全団地

帳簿価額等の概要　1,026,040円（117回線）

２．認められた減損の兆候の概要

市場価格が帳簿価額に比べ50%以上下落しており、減損会計基準「第３減損の兆候」第２項⑷に該当し、減損の兆候が認められました。

３．回収可能サービス価額（使用価値相当額）が帳簿価額を下回っていないため、減損の認識は行っておりません。

Ⅵ．東日本大震災関係

平成23年３月11日に発生いたしました東日本大震災により被害を受けた資産等に対し、平成23年度補正予算において災害復旧事業等を行っており、その内容は以下のとおりであります。

１．災害復旧事業

震災により被災した資産等の滅失額及び修繕費用の見積額56,408,000円に対し、復旧費用として平成23年度補正予算（第１号及び第３号）において54,544,000円が措置され、その全額を当該資産の復旧費用に充当し事業が完了しております。